

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 7 年 4 月 1 日 令和 17 年 3 月 31 日

基 補 発 0325 第 4 号
令 和 7 年 3 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災保険における看護料算定基準の運用上の留意事項について

標記については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号「労災保険における看護料算定基準について」（最終改正：令和 6 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 22 号）により取り扱っているところであるが、看護料算定基準に規定する地域区分については、下記に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

看護料の地域区分は、看護が行われた医療機関の所在地が該当する地域区分によるものとし、また、地域区分の地域は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「法」という。）第 11 条の 3 に基づき人事院規則 9－49（地域手当）に定める支給地域及び当該地域に準じる地域（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1 の「人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域」）の地域区分とすると規定している。

今般、法及び人事院規則の改正により、同令で定める地域及び級地区分が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より施行されることとなったが、令和 7 年 4 月 1 日以降の看護料の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとする。